

「パートナーシップ構築宣言」

当センターは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

地域の支援機関等との連携を図り、国や北海道の支援施策の実施を通じて、中小企業者等の経営革新及び創業並びに経営資源の確保・強化等に関する支援に取り組みます。

b. IT 実装支援

当センターの総合相談窓口や専門家派遣による支援、並びに国や北海道の支援施策の実施を通じて、中小企業・小規模事業者のIT人材の確保や育成支援に取り組みます。

c. 専門人材マッチング

中小企業・小規模事業者に対して、中小企業診断士や税理士、公認会計士等の専門人材を派遣し、経営革新や経営改善等の取組を支援します。また、地域の金融機関や民間人材事業者等との連携により、中小企業・小規模事業者の企業戦略を具現化できる専門人材の採用を支援します。

d. グリーン化の取組

中小企業・小規模事業者に対して、脱炭素の取組への啓蒙活動を行うとともに、支援機関等と連携して、中小企業者等の脱炭素化への取組を支援します。

e. BCP/事業継続

中小企業・小規模事業者に対して、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場やデータ等に基づく合理的な価格を設定します。

2024年6月24日
(2024年11月11日更新)
(2026年 6月24日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

理事長 野村 聡